

## 航空法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 事業場の認定
- ② 手続根拠 : 航空法第 20 条第 1 項
- ③ 手続対象者 : 事業場の認定を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 事業場認定申請書を作成し、業務規程を添えて、国土交通省の以下のいずれかの部署に提出してください。

新規事業場の認定を申請する場合、及び事業場の主たる所在地が本邦外の場合：

国土交通省航空局安全部航空機安全課

上記以外で事業場の主たる所在地が静岡県、長野県、新潟県以东の場合：

東京航空局保安部運用課

上記以外で事業場の主たる所在地が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合：

大阪航空局保安部運用課

- ⑥ 手数料 : 航空法関係手数料令第 2 条及び第 8 条による。
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 事業場認定申請書（航空法施行規則第 16 号様式）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

#### ① 提出先：

国土交通省航空局安全部航空機安全課 03-5253-8111 (内線 50203)

東京航空局保安部運用課 03-5275-9321 (内線 7517)

大阪航空局保安部運用課 06-6949-6229 (内線 5217)

#### ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

#### ③ 相談窓口：

国土交通省航空局安全部航空機安全課 03-5253-8111 (内線 50203)

東京航空局保安部航空機検査官室 03-5275-9325 (内線 7584, 7585)

大阪航空局保安部航空機検査官室 06-6949-6235 (内線 5263, 5264)

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法施行規則第 35 条
- ② 標準処理期間 : 新規事業場の場合 : 3 ヶ月  
上記以外の場合 : 2 ヶ月
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)